

特定非営利活動法人あいのてぱらすぴー 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人あいのてぱらすぴーという。

2 この法人の英文名は、i n o t e + Pとする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、広く一般市民を対象に、主として、ケアとまちづくり（ケアリングコミュニティ）の推進、対話と探究の場づくり、子ども新聞の発行・普及に関する事業を行い、さまざまな団体や機関との協働を通して、誰もが人生の始まりから最期のときに至るまで地域とのつながりや役割を実感できる循環型地域共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 情報化社会の発展を図る活動
- (6) まちづくりの推進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- ① 子ども新聞の発行・普及に関する事業
- ② ケアとまちづくり（ケアリングコミュニティ）の推進に関する事業
- ③ 対話と探究の場づくりに関する事業
- ④ 循環型地域共生社会の実現に向けた協働事業
- ⑤ 新規事業の創出にむけた調査・研究事業
- ⑥ その他、第3条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。なお、人格のない社団が正会員となる場合は、その団体名をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体で、総会における議決権を有するもの。
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体で、総会における議決権を有しないもの。

2 この定款に定めるもののほか、会員に関する必要な規定は、総会の議決を経て別に定める。

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとする者は、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとする。

3 代表理事は、前項の規定による申し込みがあった場合、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、その理由を付記して、本人に対して通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上9人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち、1人を代表理事、2人を副代表理事とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 代表理事以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他第5条に定めた事業の実施に必要な職員を置くことができる。

2 職員は、代表理事が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 会員の除名
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) 事務局の組織及び運営
- (12) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法による招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、前条第2項、次条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者があつた場合には、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があつたものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行つた者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも会日の3日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1人以上が記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年10月1日に始まり翌年9月末日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散総会において選定した者に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のウェブサイトに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

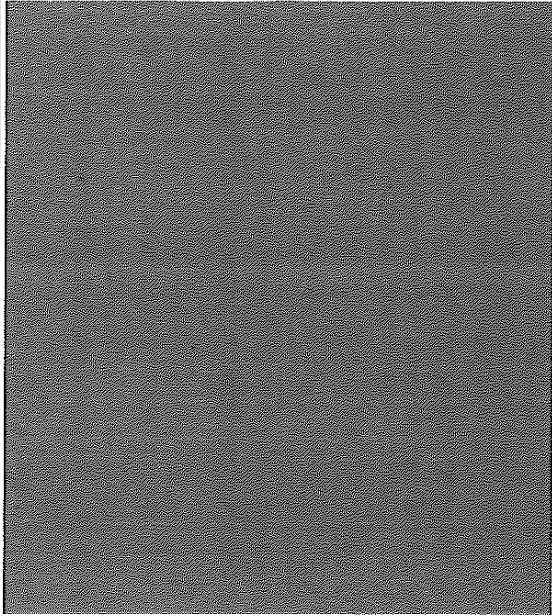
理事（代表理事）	服部 加奈子
理事（副代表理事）	國定 若菜
理事（副代表理事）	石崎 立矢
監事	鈴木 暁子

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2027年12月15日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から2027年9月末日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
- | | | |
|-----|---------|---------------|
| (1) | 正会員入会金 | 0円 |
| | 正会員年会費 | 3000円 |
| (2) | 賛助会員入会金 | 0円 |
| | 賛助会員年会費 | 1口1000円(1口以上) |

(法第 10 条第 1 項関係)

役 員 名 簿

特定非営利活動法人 あいのてぷらすぴー

役職名	氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
理事	服部 加奈子		有
理事	國定 若菜		無
理事	石崎 立矢		無
監事	鈴木 暁子		無

(法第 10 条第 1 項第 5 号関係)

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

わたしたち あいのてぷらすぴー (inote+P) は、「循環型地域共生社会の実現」を理念として活動を進めます。

一人一人が人生の始まりから最期のときに至るまで地域とのつながりや役割を実感し、「この地域で暮らしていてよかった」「誰かの力になることができている」と感じられる持続可能な地域社会。支える側・支えられる側、教える側・教わる側に立場が固定されない関係性。その実現のため、対話や探究を通じて互いを理解し合う機会をつくり、情報を共有し、地域の資源や人材をつなぎ、新たな役割や居場所を生み出していく活動に取り組みます。

現在、地域社会においては、人口減少や少子高齢化、地域コミュニティの希薄化、情報や社会資源の偏在などによって、人と人とのつながりや役割を実感しにくくなっています。年齢、障害の有無、家庭や社会的な環境などさまざまな要因から、孤立・孤独や生きづらさが生じかねません。このような課題を踏まえ、わたしたちは、特定非営利活動促進法(NPO 法)2 条別表に掲げる「社会教育の推進」「保健・医療・福祉の増進」「子どもの健全育成」「人権の擁護又は平和の推進」「情報化社会の発展」「まちづくりの推進」を主な活動分野とし、子ども新聞の発行、対話と探究の場づくり、ケアとまち(ケアリングコミュニティ)に関する取り組みの実践、各種講座やワークショップの企画・運営・コーディネートなどを行い、地域社会における課題解決と価値創出に取り組みます。

2 申請に至るまでの経過

あいのてぷらすぴー(inote+P) は、2022 年に子ども新聞の発行を開始し、高齢福祉、子育て・キャリア支援、メディア情報リテラシー、場づくりなど、それぞれの専門性を持つメンバーが連携しながら活動を広げています。2026 年に開催したケアリングコミュニティに関する催しでは、多様な立場の参加者や協力者との対話を通じて、新たなつながりや実践が生まれました。特定非営利活動法人(NPO 法人)を設立することにより、財務・意思決定をはじめとする組織運営の透明性と社会的な信頼性を高め、地域住民、市民団体、企業、教育機関、行政をはじめとする多様な人々との協働をさらに広げ、継続的かつ公益性の高い活動を進めていきます。

令和 8 年 9 月 17 日

特定非営利活動法人 あいのてぷらすぴー
住所

設立代表者 氏名 服部加奈子

(法第 10 条第 1 項第 7 号関係)

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から 令和 9 年 9 月 30 日まで

特定非営利活動法人 あいのてぷらすぴー

1 事業実施の方針

設立年度は特に、地域の人々が持つ資源や力を持ち寄り、新しい活動が生まれる場として位置づけます。地域のさまざまな人が、それぞれの経験・知識・技能・関心や得意分野を生かして主体的に関わり、互いに学び合いながら、自ら問いを立て、対話し、考え、表現する機会を大切にします。

子ども新聞の発行・普及に関する事業では、地域社会での子どもの参画、表現、探究の充実を図ります。子ども新聞に関するコンサルティング事業、発表・展示を通じて、各地への普及と理解促進を図ります。

ケアとまちづくり（ケアリングコミュニティ）の推進に関する事業では、ケアの実践者や一般市民が先駆的な発想や事例を学びながら地域の在り方を共に考え、進むきっかけとなるイベント開催などに取り組みます。

対話と探究の場づくりに関する事業では、正会員・賛助会員をはじめとする多様な人・団体の発想や提案を生かし、協働による講座やイベントを催して新たな取り組みの創出を進めます。

循環型地域共生社会の実現に向けた協働事業では、地域内に交流の場と仕掛けを定期的に設けることにより、属性や立場にとらわれない関係性や居場所・役割の創出に努めます。

調査・研究事業では、これまでの事業や、多様な人・団体との関係の蓄積を踏まえ新規事業の開発に向けた企画や、取り組みへの参加・参画を図ります。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数
子ども新聞の発行・普及に関する事業	子ども新聞ワークショップ	(A)毎月1回 (B)取材先企業 (C)1名～2名	(D)小学生 (E)10名×10回

子ども新聞の発行・普及に関する事業	子ども新聞コンサルティング	(A)依頼を受けて随時 (B)各地の子ども新聞発行者・団体 (C)1名～2名	(D)居場所事業の主催者・企業・行政 (E)2名～5名年3回
	子ども新聞に関する発表、展示	(A)年2回以上 (B)NIE 全国大会 仙台大会等 (C)1名～2名	(D)市民 (E)不特定多数
ケアとまちづくり（ケアリングコミュニティ）の推進に関する事業	ケアとまちづくりに関する講演・ワークショップ	(A)秋・冬 (B)knocks!horikawa (C)3名	(D)一般市民 (E)20名×4回
対話と探究の場づくりに関する事業	toi カフェ、toi ラボ（会員の知識・技能を生かした市民参加ワークショップ）	(A)毎月1回 (B)knocks!horikawa 等 (C)2名	(D)一般市民 (E)10名×10回
	子ども風土記ワークショップ	(A)毎月1回 (B)knocks!horikawa 等 (C)2名	(D)子ども (E)10名×10回
循環型地域共生社会の実現に向けた協働事業	おためしコワーキング～向島あくわべす～（地域の居場所を活用した交流及び手仕事の場の開催）	(A)毎月第四月曜日 (B)むかちゅうひろば (C)1名	(D)一般市民 (E)8名×10回
新規事業の創出にむけた調査・研究事業	新規事業の創出にむけた会議開催や事業視察等の調査・研究活動	(A)随時 (B)京都市内等 (C)3～10名	(D)正会員・賛助会員 (E)3～10名（1回あたり）

その他、第3条の目的 を達成するために必要 な事業	本年度の実施なし		
---------------------------------	----------	--	--

(法第10条第1項第7号関係)

令和9年度の事業計画書

令和9年 10月 1日から 令和10年 9月 30日まで

特定非営利活動法人あいのてらすびー

1 事業実施の方針

初年度に築いた地域とのつながりや活動の成果を基盤として、参加者同士の協働を促し、新たな企画や活動が生まれる環境を整えます。子どもも大人も、それぞれの関心や得意分野を生かして主体的に関わることで、地域の中に多様な学びと活躍の機会を広げ、支え合いながら新しい価値を生み出す地域コミュニティの形成を目指します。

子ども新聞の発行・普及に関する事業では、地域社会での子どもの参画、表現、探究の充実を図ります。子ども新聞に関するコンサルティング事業、発表・展示を通じて、各地への普及と理解促進を図ります。

ケアとまちづくり（ケアリングコミュニティ）の推進に関する事業では、ケアの実践者や一般市民が先駆的な発想や事例を学びながら地域の在り方を共に考え、進むきっかけとなるイベント開催などに取り組みます。

対話と探究の場づくりに関する事業では、正会員・賛助会員をはじめとする多様な人・団体の発想や提案を生かし、協働による講座やイベントを開催して新たな取り組みの創出を進めます。

循環型地域共生社会の実現に向けた協働事業では、地域内に交流の場と仕掛けを定期的に設けることにより、属性や立場にとらわれない関係性や居場所・役割の創出に努めます。

調査・研究事業では、これまでの事業や、多様な人・団体との関係の蓄積を踏まえ新規事業の開発に向けた企画や、取り組みへの参加・参画を図ります。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数
子ども新聞の発行・普及に関する事業	子ども新聞ワークショップ	(A)毎月1回 (B)取材先企業 (C)1名～2名	(D)小学生 (E)10名×12回

子ども新聞の発行・普及に関する事業	子ども新聞コンサルティング	(A) 依頼を受けて随時 (B) 各地の子ども新聞発行者・団体 (C) 1名～2名	(D) 居場所事業の主催者・企業・行政 (E) 2名～5名年3回
	子ども新聞に関する発表、展示	(A) 年2回以上 (B) NIE 全国大会 仙台大会等 (C) 1名～2名	(D) 市民 (E) 不特定多数
ケアとまちづくり（ケアリングコミュニティ）の推進に関する事業	ケアとまちづくりに関する講演・ワークショップ	(A) 秋・冬 (B) knocks!horikawa (C) 3名	(D) 一般市民 (E) 20名×4回
対話と探究の場づくりに関する事業	toi カフェ、toi ラボ（会員の知識・技能を生かした市民参加ワークショップ）	(A) 毎月1回 (B) knocks!horikawa 等 (C) 2名	(D) 一般市民 (E) 10名×12回
	子ども風土記ワークショップ	(A) 毎月1回 (B) knocks!horikawa 等 (C) 2名	(D) 子ども (E) 10名×12回
循環型地域共生社会の実現に向けた協働事業	おためしコワーキング～向島あくわべす～（地域の居場所を活用した交流及び手仕事の場の開催）	(A) 毎月第四月曜日 (B) むかちゅうひろば (C) 1名	(D) 一般市民 (E) 8名×12回
新規事業の創出にむけた調査・研究事業	新規事業の創出にむけた会議開催や事業視察等の調査・研究活動	(A) 随時 (B) 京都市内等 (C) 3～10名	(D) 正会員・賛助会員 (E) 3～10名（1回あたり）

その他、第3条の目的 を達成するために必要 な事業	本年度の実施なし		
---------------------------------	----------	--	--

設立当初の事業年度 活動予算書

特定非営利活動法人 あいのてがらすびー

法人成立の日から

令和9年 9月 30日まで

(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	¥30,000		
賛助会員受取会費	¥30,000		
.....		¥60,000	
2 受取寄付金			
受取寄付金	¥220,000		
.....		¥220,000	
3			
2027年度東急子ども応援プログラム	¥567,500		
受取行政助成金	¥0		
.....		¥567,500	
4 ティー)の推進に関する事業収益	¥40,000		
循環型地域共生社会の実現に向けた協働事	¥75,000		
.....	¥170,000		
対話と探究の場づくりに関する事業	¥100,000		
.....		¥385,000	
経常収益計			¥1,232,500
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	¥240,000		
謝金	¥55,000		
.....			
人件費計	¥295,000		
(2) その他経費			
業務委託費	¥365,000		
会議費	¥0		
旅費交通費	¥75,000		
広告宣伝費	¥40,000		
通信費	¥24,000		
印刷製本費	¥143,500		
研修費	¥10,000		
調査・研究予備費	¥70,000		
.....			
その他経費計	¥727,500		
事業費計		¥1,022,500	
2. 管理費			
(1) 人件費			
支払い報酬	¥40,000		
役員報酬			
.....			
人件費計	¥40,000		
(2) その他経費			
消耗品費	¥10,000		
会議費	¥40,000		
通信費	¥30,000		
予備費	¥30,000		
その他経費計	¥110,000		
管理費計		¥150,000	
経常費用計			¥1,172,500
当期経常増減額			¥60,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	¥0		
.....			
経常外収益計			¥0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	¥0		
.....			
経常外費用計			¥0
当期正味財産増減額			¥0
設立時正味財産額			¥0
次期繰越正味財産額			¥60,000

令和9年度 活動予算書

特定非営利活動法人 あいのてがらすびー

令和9年 10月 1日から

令和10年 9月 30日まで

(単位: 円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	¥30,000		
賛助会員受取会費	¥30,000		
.....		¥60,000	
2 受取寄付金			
受取寄付金	¥240,000		
.....		¥240,000	
3			
2027年度東急子ども応援プログラム	¥113,500		
受取民間助成金	¥567,500		
受取行政助成金	¥0		
.....		¥681,000	
4 ティー)の推進に関する事業収益	¥40,000		
循環型地域共生社会の実現に向けた協働事	¥75,000		
.....	¥180,000		
対話と探究の場づくりに関する事業	¥120,000		
.....		¥415,000	
経常収益計			¥1,396,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	¥282,000		
謝金	¥66,000		
.....			
人件費計	¥348,000		
(2) その他経費			
業務委託費	¥415,000		
会議費	¥0		
旅費交通費	¥87,000		
広告宣伝費	¥40,000		
通信費	¥28,800		
印刷製本費	¥172,200		
研修費	¥10,000		
調査・研究予備費	¥70,000		
.....			
その他経費計	¥823,000		
事業費計		¥1,171,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
支払い報酬	¥40,000		
役員報酬	¥0		
.....			
人件費計	¥40,000		
(2) その他経費			
消耗品費	¥10,000		
会議費	¥40,000		
通信費	¥30,000		
設立準備費	¥0		
予備費	¥30,000		
その他経費計	¥110,000		
管理費計		¥150,000	
経常費用計			¥1,321,000
当期経常増減額			¥75,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	¥0		
.....			
経常外収益計			¥0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	¥0		
.....			
経常外費用計			¥0
当期正味財産増減額			¥75,000
前期繰越正味財産額			¥60,000
次期繰越正味財産額			¥135,000